

令和8年3月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和8年3月中川村議会定例会議事日程（第1号）

令和8年2月27日（金） 午前9時00分 開会

令和8年3月中川村議会定例会議事日程（第1号の追加1）

令和8年2月27日（金） 午前9時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 中川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 中川村特別職の職員で常勤の者の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 中川村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 中川村積立基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 7号 中川村年金給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 8号 中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 9号 中川村森林体験施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 中川村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第16 議案第13号 中川村の公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第14号 令和7年度中川村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第18 議案第15号 令和7年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第16号 令和7年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第17号 令和7年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第18号 令和7年度中川村水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第19号 令和8年度中川村一般会計予算
- 日程第23 議案第20号 令和8年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第21号 令和8年度中川村介護保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第22号 令和8年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第23号 令和8年度中川村水道事業会計予算
- 日程第27 議案第24号 令和8年度中川村下水道事業会計予算

- 追加日程第1 議案第25号 中川村監査委員の選任について

出席議員（10名）

- 1 番 片 桐 邦 俊
- 2 番 松 村 利 宏
- 3 番 中 塚 礼次郎
- 4 番 長 尾 和 則
- 5 番 桂 川 雅 信
- 6 番 山 崎 啓 造
- 7 番 島 崎 敏 一
- 8 番 大 島 歩
- 9 番 大 原 孝 芳
- 10 番 松 澤 文 昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮 下 健 彦	副村長	丹 羽 克 寿
教育長	片 桐 俊 男	総務課長	桃 澤 清 隆
地域政策課長	眞 島 俊	住民税務課長 会計管理者	小 林 郁 子
保健福祉課長	水 野 恭 子	産業振興課長	松 崎 俊 貴
建設環境課長 リニア対策室長	宮 崎 朋 実	教育次長	上 山 公 丘
代表監査委員	岡 田 俊 彦		

職務のために参加した者

議会事務局長 久保田 茂
書 記 宮 下 なをゑ

令和8年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和8年2月27日 午前9時00分 開会

- 事務局長 御起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）
- 議長 おはようございます。（一同「おはようございます」）
御参集、御苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和8年3月中川村議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
ここで村長の挨拶をお願いいたします。
- 村 長 令和8年中川村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたり御多用のところ、定刻に御参集いただきまして誠にありがとうございます。
2月も残すところ2日となりました。
今年の冬を顧みますと、暖かな年末年始の後、長野県南部地域では数回の積雪が観測されまして、国道153号竹ノ上地籍でスリップした乗用車の正面衝突事故、坂戸地籍の上り坂で大型トラックが上り切れず渋滞を引き起こすなど、交通に影響が出ております。
太平洋側では、例年より暖かく、また降水が全くない異常渇水が起きております。水道水源、かんがい水源のダムの湖底が見える状態が各地で起き、国土交通省のポンプ車が出動してかんがい用水路に配水するなどのところが見られる反面、東北、北海道、そして日本海側の地域では大雪に見舞われ、雪下ろしの最中の事故も起きております。事故に遭われた皆様には、お見舞申し上げるとともに、これから急激な気温上昇による雪崩などには一層の注意を願うばかりでございます。
1月21日の第1回臨時会以降、村が開催、または関係する組織の開催した事業等について報告を申し上げます。
まず、2月2日は中川村営農センターが当番幹事で伊南地域認定農業者組織交流会が開催されました。伊南4市町村の認定農業者、農業生産法人及び農業委員会委員の皆さん、総勢42人が七、八人のグループに分かれまして、自分の経営について語り、経営改善の課題と解決方向まで出し合い、共有するという有意義な交流会となりました。
19日には、JA上伊那西村組合長以下幹部職員、地元選出の理事など、JA側6人と村関係者及び松澤中川村議会議長を含む村側5人で農政懇談会を行ったところであります。
JA上伊那の令和7年度の販売につきましては、コシヒカリの米価A1等米60

キロ概算金の価格が2万8,240円、これは昨年よりも1万2,040円高と好調であったほか、野菜、果樹、キノコなども全般的に生産が堅調であったことから、11月末での販売総額が147億4,000万円、これは計画対比で136.5%だそうでございます。そして、購買品の取扱高、これは70億5,000万円、計画対比で104.5%の報告を受けたところであります。

村からは、農作物の有害鳥獣被害状況とその対策の取組実績を報告いたしました。特に、猿の2群——2群れの70頭を捕獲したことで、当面、農作物被害は少ないと思われまます。

J A上伊那からは、片桐資材店の米ショップ精米機の老朽化による誤作動、停止するなどのトラブルが多いため、更新するとのこととあります。機器が高額なため、村に支援を求めるという件につきましても議論いたしましたところであります。

N P O法人日本で最も美しい村連合の事業委員会、資格審査委員会と理事会が12日に東京でありました。

資格審査委員会からは加盟町村再審査結果、事業委員会からは2025年度の事業報告及び決算見込みの報告をいたしまして、これを受けて理事会でこれらを承認し、2026年度の事業計画及び予算案について検討を行ったところでございます。

連合が発足して20年を経過する中で、サポーター企業の出資する年会費により私たちは一方的に支えられるというのみではなくて、出資金の損金算入が認められるなど、サポーター自身の企業にも十分メリットのある認定N P O法人認可の手続を進めることを理事会で承認したところでございます。

10日には保育園あり方検討委員会が開催をされております。

新しい学校の在り方検討と並行いたしまして、中川村保育園の在り方を複数年議論してまいりました。昨年、園児保護者を含む村民にアンケート調査を行いまして、集計結果を基に議論を行ってきたところであります。委員会からは保育園の将来の在り方について3月下旬には答申があるものというふうに考えております。

18日には中川村地域公共交通会議を開催し、巡回バス、デマンド交通——チョイソコなかがわの利用実績及び福祉タクシー券交付と利用実績についての報告と令和7年度事業の評価、検証を行ったところであります。

巡回バスの利用者、チョイソコなかがわ利用者は、高校生の利用機会が増えたこともありまして、令和6年度実績と同等数か、やや上回る見込みであります。いずれも過去最高の利用者数と言えます。

1枚が初乗り700円に相当する福祉タクシー券は、6,002枚を利用者の方に交付いたしましたのに対して、1月までの利用は2,533枚——45.2%に相当しますが——と、利用率は昨年より高くなっております。

平成16年の中川村公共交通システムの発足以来、乗車料金の改定がないまま運行を続けております。人件費、燃料代等が上がる中で、将来の健全な交通システムを維持する運賃体系改定はおおむね理解が得られるものと考えておりますが、

今後1年かけてしっかり議論し、新乗車賃を村民の皆さんにお示ししてまいりたいと思っております。

さて、今年——令和8年1月22日に発表されました内閣府の月例経済報告によりますと、総論には我が国経済の基調判断をこのように述べております。「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。」とし、

- ・個人消費は、持ち直しの動きがみられる。
- ・設備投資は、緩やかに持ち直している。
- ・輸出は、おおむね横ばいとなっている。
- ・生産は、横ばいとなっている。
- ・企業収益は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられる中で、改善に足踏みがみられる。企業の業況判断は、おおむね横ばいとなっている。
- ・雇用情勢は、改善の動きがみられる。
- ・消費者物価は、上昇している。

としておりまして、

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。

としております。

続いて、政策の基本的態度として「政府は、「経済あつての財政」を基本とし、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行うことで「強い経済」を構築する。」としております。

2月20日にアメリカ連邦最高裁判所は、トランプ大統領が行った相互関税など一部の関税措置を大統領にその権限がないとして憲法違反と裁断いたしました。トランプ大統領は、これを不満として、通商法122条——最高税率15%、150日間限定の規定を根拠に、10%の関税、さらに翌日には15%をかけるという発表をしたところであります。

トランプ政権の対米輸出品に高関税をかける揺さぶりに対して、日本政府は翻弄され続けたとも言われております。昨年7月の対米投融资5,500億ドル——85兆円と引換えに15%の関税で決着した日米間の取引を優先するものというふうにより予測がされておるところであります。

さて、本議会で御審議いただきますのは、専決処分をいたしました報告を行い、次の議案を審議していただきたく、上程いたしております。

条例新設議案が1件、条例改正議案が10件の外、議会議決を必要とする過疎計画の策定等議案が2件の13件の議案を審議いただきます。

中には令和8年4月から始まりますこども誰でも通園制度を中川村保育園で具

体化いたします中川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を含み、議案を提出させていただいております。

そして、令和7年度一般会計補正予算案、関連する国民健康保険事業特別会計補正予算案等5議案、令和8年度一般会計予算案、3つの特別会計予算案及び2つの事業会計予算案など6議案、以上、合わせて24議案でございます。

また、人事案件1件を追加して上程させていただきます。

議会中ではありますが、26日執行の一般競争入札で工事を落札した事業者と請負契約を締結するための議案を提出させていただく予定でもございますので、よろしく願いをいたします。

令和8年度一般会計予算、特別会計予算及び公営企業会計予算につきましては、令和8年度施政方針で改めて御説明をさせていただく所存であります。

今議会に提案します案件は26議案と非常に多くあるわけでありませけれども、慎重な審議の上、御承認賜りますよう重ねてお願い申し上げ、議会開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は議会会議規則第127条の規定により9番 大原孝芳議員及び1番 片桐邦俊議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長

(片桐 邦俊) 過日行いました議会運営委員会につきまして御報告いたします。

皆さんのお手元に配付されております定例会の予定表のとおり、本定例会の会期を本日――2月27日から3月24日までの26日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号から議案第11号までの条例案件、議案第12号及び議案第13号の一般議案、議案第14号から議案第18号までの令和7年度各会計補正予算、以上について上程、提案理由の説明から質疑、討論、採決までをお願いします。

続いて、議案第19号から議案第24号までの令和8年度各会計予算については、上程から提案理由の説明、質疑までをお願いします、質疑の後、予算特別委員会を設置し、特別委員会付託としていただきますようお願いをいたします。

なお、令和8年度各会計予算の村の方針に関する質疑については、本日の質疑の中でお願いします。

3月2日及び3月3日は議案調査とします。

3月4日は常任委員会の日程としますので、その中で請願、陳情の付託案件の審査をお願いします。

5日6日9日及び10日は議案調査とします。

11日及び12日は、午前9時から本会議をお願いします、一般質問を行います。

質問者の質問順、質問日の割り振りについては3月2日の通告締切日を待って決定し、お知らせします。

全員協議会については、12日の一般質問終了後及び24日の本会議終了後に行っていただく予定です。

13日16日17日及び18日は予算特別委員会の日程としますので、その中で令和8年度各会計予算の審査をお願いします。

19日及び23日は議案調査とします。

最終日の24日は、午後2時から本会議をお願いします、令和8年度各会計予算の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、次に請願、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

以上が今定例会の会期及び日程ですけれども、円滑な議会運営ができますようここにお願ひ申し上げまして、報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長

お諮りします。

今定例会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日から3月24日までの26日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月24日までの26日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。

次に、去る12月定例会において可決された油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書及び診療報酬・介護報酬及び障害福祉サービス等報酬10%以上の引き上げを求める意見書については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定によりお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、村長から行政報告の申出がありました。

報告第1号 専決処分の報告について説明を求めます。

○建設環境課長

それでは、報告第1号 専決処分の報告について御報告をいたします。

議決を得た契約の契約変更調書を御覧ください。

工事請負契約の締結後、議決事項の変更に係る報告第1号につきましては、令和6年3月22日開催の定例会におきまして議決をいただきました令和6年度か

ら令和8年度小和田地区基盤整備事業B—2工区盛土造成工事（ゼロ債務）の契約金額が、リニアトンネル工事及び村外のリニア工事発生土活用箇所を進捗状況に伴い小和田地区の搬入量が平準化され、想定された現場内での2次運搬量が減少したことにより変更になります。

契約内容ですが、契約金額が、議決契約金額3億1,617万3,000円に対し、変更後3億1,449万円となり、168万3,000円の減額になったものです。

以上、報告いたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 議案第1号 中川村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明をさせていただきます。

本案は、乳児等通園支援事業——こども誰でも通園制度において村が条例で基準等を定める必要がある事項について定めるものです。

去る2月20日の議会全員協議会におきまして概要を説明させていただいておりますので、この場では要点を絞って説明させていただきます。

こども誰でも通園制度は、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所を利用できる制度となります。

条例の内容ですが、まず第1章におきまして最低基準、一般原則等の総則について定めます。

第2章で安全計画の策定等、職員の一般的条件、虐待の防止、衛生管理等の通則、乳児等通園支援事業の区分を定め、それぞれ設備の基準、職員の基準、支援の内容、保護者との連絡等について定めます。

第21条 設備の基準で乳児室の面積は乳幼児1人につき1.65平方メートル以上とすること、ほふく室の面積は乳幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること、第22条 職員の基準で従事者の数は乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とすること、第23条で支援の内容は利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならないこと、第24条で利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り内容等について保護者の理解と協力を得るよう努めることなどを規定します。

この条例は令和8年4月1日から施行することとします。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第2号 中川村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をいたします。

例規集は第1巻703ページからとなります。

提案理由は、議員の報酬を改定するため本案を提出するものです。

改正の内容ですが、新旧対照表を御覧ください。

第1条第1項で議長月額報酬を30万1,000円に、副議長の月額報酬を24万円に、常任委員長及び議会運営委員長の月額報酬を23万2,000円に、議員の月額報酬を22万円に、それぞれ改正するものです。

第1条第2項の年齢による加算の規定は廃止します。

第4条第2項で字句の修正を行うものです。

改正条例の施行につきましては、次期議会議員の任期が始まる本年8月24日からといたします。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○5番 (桂川 雅信) 私はこの条例改正に賛同して討論に参加いたします。

まず、議員報酬改正に当たって、議会から要望書を提出しておりましたが、この要望書に沿って報酬審議会に提案いただいた村長並びに丁寧な議論を重ねて報酬上げの結論を導いていただいた報酬審議会の各位に敬意を表したいと思いま

す。

この報酬改正案は、現在の報酬額 17 万 5,000 円を次期議会から 22 万円に引き上げるもので、率で 25.7%という大幅なものになりました。

とはいえ、もともと中川村の議員報酬は 30 年前の 1995 年に 17 万 4,000 円に引き上げた後、2000 年に 18 万 1,000 円に引き上げられたものの、2 年後には 17 万 5,000 円に引き下げられ、30 年間ほぼ同水準で推移してきたもので、2018 年には村の一般職大卒初任給と議員報酬額が逆転し、現在では 4 万円以上の差が開いている状態となっています。

本議会の要望では、議会の役職である副委員長職を議員報酬に反映させ、併せて、県内労働者の賃金から算出して、最低でも年額 400 万円を要望しておりました。

この要望の根底にありましたのは、全国的にも低額となっている町村議会議員の議員報酬を少しでも一般職のそれに近づけようとする意図がありました。

残念ながらこの部分の要望への賛同は得られませんでした。もともと、町村議会議員の報酬が差別的な扱いを受けている根源には、国が町村議会議員の報酬の生活給としての性格を否定し、さらに基準財政需要額算定時の議員報酬額を包括算定に変更して低額に抑え込んでしまっていることがあります。

このことについては、議会として県町村議会を通じて要望書を提出したところですが、関係機関のさらなる御尽力に期待するところです。

最後に、今回の条例改正では、現行の第 1 条第 3 項・第 4 項が項を変えて第 2 項、第 3 項として残ることになりました。つまり、次期を見て今回の報酬改定が妥当なものであるか否かを検証して必要な措置を講ずることができるようになっておりますから、今回の改正で至らなかった部分については引き続き次期議会で検討していただくことを期待して、賛成討論といたします。

○議長 ほかにも討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第 6 議案第 3 号 中川村特別職の職員で常勤の者の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 4 号 中川村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上の 2 議案について議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、日程第 6 議案第 3 号及び日程第 7 議案第 4 号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第 3 号 中川村特別職の職員で常勤の者の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をいたします。

例規集は第 1 巻 1201 ページからになります。

提案理由は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じて特別職の職員で常勤の者の旅費を改正するため本案を提出するものです。

改正の内容ですが、新旧対照表を御覧ください。

第 2 条で「日当、宿泊料及び食卓料」を「宿泊手当及び宿泊費」に改めます。

第 3 条第 2 項では急行料金の支給について下限距離を撤廃いたします。

第 5 条第 2 項で宿泊手当は宿泊に伴う旅費に必要な諸雑費に充てるための費用とし、宿泊の夜数に応じ 1 夜当たり 2,400 円を支給するよう改めます。

第 3 項で宿泊費に朝食または夕食に係る費用が含まれる場合の宿泊手当の支給額を定めます。

第 4 項で宿泊費の夜数に応じ 1 夜当たりの実費支給を定めます。

第 5 項で宿泊費の上限額を定めます。

別表を記載のとおり改めます。

施行期日は令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

続きまして議案第 4 号 中川村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をいたします。

例規集は第 1 巻 1211 ページからになります。

提案理由は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じて職員の旅費を改正するため本案を提出するものです。

改正の内容ですが、新旧対照表を御覧ください。

第 5 条で「日当、宿泊料及び食卓料」を「宿泊手当及び宿泊日」に改めます。

第 6 項で宿泊手当は宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、宿泊の夜数に応じ 1 夜当たり定額を支給するよう定めます。

第 7 項で宿泊費の夜数に応じ 1 夜当たりの実費支給について改めます。

第 10 条第 2 項の急行料金の支給については、下限距離を撤廃いたします。

第 13 条で宿泊手当の額を 1 夜につき 2,400 円と改めます。

第 2 項で宿泊費に朝食または夕食に係る費用が含まれる場合の宿泊手当の支給額を定めます。

第 14 条で宿泊費の額を定めます。

第 20 条で宿泊料の半額支給を廃止いたします。

別表を記載のとおり改めます。

施行期日は令和 8 年 4 月 1 日から施行いたします。

○議 長 以上、御審議をよろしくお願ひいたします。
説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
まず議案第3号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
次に議案第4号の採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。
日程第8 議案第5号 中川村積立基金条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第5号 中川村積立基金条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をいたします。
例規集は第1巻1715ページからになります。
提案理由は、令和8年度から交付される宿泊税市町村交付金を財源とする中川村宿泊税交付金事業基金を設置するため本案を提出するものであります。
改正の内容ですが、裏面を御覧ください。
別表中の字句の修正及び中川村宿泊税交付金事業基金を表のとおり追加するものです。
施行期日は令和8年4月1日からとなります。
以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。
日程第9 議案第6号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 議案第6号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。
例規集は第1巻2051ページからになります。
提案理由は、資産割の廃止及び税率を改正するため本案を提出するものです。
改正の内容ですが、長野県の国民健康保険税運営方針に沿い、保険料の統一に向け国民健康保険税の算定における資産割を令和7年度をもって廃止し、令和8年度からは所得割、均等割、平等割の3方式での算定とすること、また後期高齢者支援金分及び介護納付金においてそれぞれ税率を引き上げる改正となります。
お手元の新旧対照表、もしくは資料1にもございますが、第2条第2項から第4項にある資産割額の字句の削除、第4条は基礎課税分における資産割の廃止による条の削除、第6条から第7条の3第1号までは後期高齢者支援金等課税分について、第8条から第9条の3までは介護納付金分について、それぞれ資産割額の廃止による条の削除及び税率の改正となります。
施行期日は令和8年4月1日です。
適用区分については附則に記載のとおりであります。
以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。

○議 長 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕
全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。
日程第10 議案第7号 中川村年金給付条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
○保健福祉課長 議案第7号 中川村年金給付条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。
例規集は2巻の547ページからです。
本案は、年金給付条例の中で定めております対象者に難病の患者に対する医療等に関する法律等で指定された難病患者を追加するものです。
申請により該当者に年1万円を給付し、福祉の増進を図ります。
この条例は令和8年4月1日から施行することとします。
以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
日程第11 議案第8号 中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
○保健福祉課長 議案第8号 中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。
例規集は2巻の781ページからです。
本案は、国保被保険者が死亡したときに葬祭を行う者に対し支給する葬祭費の増額と給与等の支払いを受けている国保被保険者が新型コロナウイルスに感染した場合に支給する傷病手当を廃止するためのものです。

○議 長 この条例は令和8年4月1日から施行するものです。
以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
日程第12 議案第9号 中川村森林体験施設条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
○産業振興課長 それでは議案第9号について説明いたします。
例規集は2巻1005ページからとなります。
提案理由ですが、森林体験施設のうち四徳森林体験館及び四徳オートキャンプ場の2施設の用途を廃止するため本案を提出いたします。
提案の内容です。
お手元の議案の裏面を御覧ください。
第3条及び別表のうち、四徳森林体験館、四徳オートキャンプ場、それぞれを削除し、併せまして備考のほうを削除するものであります。
本施設ですが、森林体験施設として平成5年に設置以降、キャンプ場、森林体験館として管理、運営されてきましたが、現在は休止となっております。
森林体験館の顕著化する老朽化に加え、施設全体に係る周辺域ですが、土砂災害特別区域——レッドゾーンに指定されたことを受け、運営の再開を含め、施設の在り方自体について森林体験施設あり方検討委員会、林業振興審議会にて村の中長期財政状況及び公共施設等総合管理計画、再開に必要な経費試算等に照らし検討、協議され、施設の廃止が決定されたものです。
このことにより本施設の廃止に係る条例改正を行うものです。
今回の改正によりまして、今後、施設区分を変更し、活用、除却を含め検討することとなります。
施行期日は条例の公布日からとなります。

○議 長 以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。
説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
日程第13 議案第10号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第10号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について提案説明をいたします。
例規集は第2巻1721ページからになります。
提案理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴いまして補償基準額を改めるため本案を提出するものであります。
改正内容につきましては新旧対照表を御覧ください。
第5条の補償基礎額について、消防作業従事者等の基礎額を9,700円から1万円に、増額できる範囲を1万4,500円から1万5,000円に改めます。
また、第3項の扶養親族の加算について、扶養する親族に応じて加算額を改めます。
別表第5条関係の非常勤消防団員の補償基礎額を表のとおり改めます。
施行期日は令和8年4月1日からになります。
以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

○議 長 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。
日程第14 議案第11号 中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○建設環境課長 議案第11号 中川村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。
例規集のページは第2巻の2593ページです。
本案は、長野県下水道公社の名称変更に伴い提案するものであります。
中川村公共下水道条例第8条の2第3項第4号中「財団法人長野県下水道公社」を「公益財団法人長野県上下水道公社」に改めます。
長野県下水道公社は、これまで市町村の下水道事業の技術支援を行ってまいりましたが、令和5年7月から水道事業の技術支援も開始し、所管する事業の明確化や公共性と信頼性の向上を図るため、このたび名称変更を行うものであります。
施行の期日は令和8年4月1日からです。
以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
日程第15 議案第12号 中川村過疎地域持続的発展計画の策定について
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

○地域政策課長 議案第12号 中川村過疎地域持続的発展計画の策定について提案説明をいた

します。

中川村過疎地域持続的発展計画を定めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により本案を提出するものであります。

中川村においては、令和3年の法改正において10年間の過疎地域の指定を受けており、引き続き過疎地域の振興を図るため、令和8年度を始期とする新たな過疎計画の策定を進めてきました。

計画の策定は、庁内策定委員会で原案を作成し、パブリックコメント等で寄せられた意見、要望及び県との協議と意見を踏まえ、取り組んできました。

概要につきましては、去る2月20日の議会全員協議会で説明させていただきましたが、第6次総合計画後期基本計画を基本とし、また前計画の過疎地域自立促進計画を継承しつつ、地域の持続的発展を推進し、一人一人の元気が生きる美しい村づくりを進めようとするものであります。

計画の体系は第6次総合計画及び県が定める過疎地域持続的発展方針に基づいて構成されております。

計画期間については令和8年度～令和12年度の5年間となっております。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 中川村の公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第13号 中川村の公の施設に係る指定管理者の指定について提案説明いたします。

提案理由は、公の施設に係る指定管理者の指定をするため本案を提出するものであります。

令和8年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了する29施設につきまして、引き続き指定管理者を指定するものであります。

施設の名称及び指定管理者の名称はそれぞれ記載のとおりで、指定の期間は、1の飯沼地区高齢者等支え合い拠点施設から28の葛島多目的集会施設までの地区集会施設につきましては前回同様の10年、29の片桐北部農村広場は1年とするものであります。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時25分とします。

〔午前10時07分 休憩〕

〔午前10時25分 再開〕

○議長

会議を再開します。

お諮りします。

日程第17 議案第14号 令和7年度中川村一般会計補正予算（第8号）

日程第18 議案第15号 令和7年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第19 議案第16号 令和7年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第20 議案第17号 令和7年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第18号 令和7年度中川村水道事業会計補正予算（第3号）

以上5議案について議会会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。したがって、日程第17 議案第14号から日程第21 議案第18号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長

議案第14号 令和7年度中川村一般会計補正予算（第8号）について御説明を

いたします。

今回の補正予算は、年度末を迎え、最終執行見込みによる予算の調整が主なものでございます。

議案書を御覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ8,000万円を減額し、総額を50億1,700万円とするもので、款項の区分ごとの補正額及び補正後の予算額は第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

5ページのほうをお願いいたします。

第2表 継続費補正ですが、小和田地区基盤整備物件移転補償事業については移転の進捗に合わせた年割額の変更でございます。

また、社会体育館エアコン設置事業については入札及び契約内容の変更に伴うものでございます。

6ページのほうをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正についても各事業の進捗に合わせ3件の変更をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第4表 繰越明許費は、資料提出させていただきましたけれども、それぞれの事情により年度内での事業完了が困難な事業について、予算の一部を翌年度に繰り越して執行するものでございます。

8ページのほうをお願いいたします。

第5表 地方債補正ですが、追加にありますJアラート機器等更新事業については、本体部分のみ緊急防災・減災事業債の対象であることから、関連するものについては計上しておりませんでしたけれども、2次要望の中で防災対策事業債の対象となることが分かったことから、今回追加で計上するものでございます。

変更は、表にあります11事業について、執行実績・見込みによる起債限度額の変更になります。

廃止は、申請段階で対象外となったことから廃止するものでございます。

次に事項別明細書ですが、主なものについて御説明をさせていただきます。

初めに歳入です。

12ページからお願いいたします。

1款 村税は、本年度の課税実績による補正でございます。

7款 地方消費税交付金は、実績により1,278万2,000円の増額になります。その下になりますが、9款 環境性能割交付金は、交付金の額の確定によりまして102万7,000円の減額になります。

15款 使用料及び手数料は、中部電力パワーグリッド株式会社の占用施設の増による道路占用料の補正でございます。

13ページのほうをお願いいたします。

16款 国庫支出金は、各種負担金・補助金の交付決定・見込みによる補正です

が、2項2目 総務費国庫負担金の補助金のうち物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が重点事業の実績に伴いまして351万2,000円の減額。

4目 衛生費国庫補助金のうち新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金が昨年度で助成終了となったことを受け705万5,000円の皆減となります。

17款 県支出金も各種負担金・補助金の交付決定・見込額による補正ですが—14ページのほうをお願いいたします。6目 農林水産業費県費補助金は、農地費補助金が国の補正予算で新たな補助の内示を受けたため1,000万円の新規計上になります。

その下、20款 繰入金は、年度末で各事業において実績が固まったことから、今回の補正で歳出予算額が縮減され一般財源に余裕ができたため、財政調整基金繰入金8,300万円を皆減するものでございます。

15ページをお願いいたします。

23款 村債は、第5表 地方債補正で御説明した内容のもので、全体で2,310万円の減額です。

続きまして歳出について御説明いたします。

17ページからお願いいたします。

2款 総務費は全体で6,072万8,000円の減です。

1項 総務管理費は全体で6,109万7,000円の減。

6目 企画費は、上伊那広域連合の情報センター費が減額になったこと等に伴う額の確定によりまして、負担金が3,620万1,000円の減額となっております。

18ページのほうをお願いいたします。

9目 交通対策費は、リニア中央新幹線関連事業において小和田地区基盤整備事業上下水道負担金の下水道事業が繰越しになるために2,000万円の減、移転補償費が対象の方の移転進捗状況に伴い452万円の増となります。

10目 諸費は、防災対策費のうち長野県衛生系防災行政無線設備更新負担金が県の事業実績による金額の確定によりまして負担金431万3,000円が減となります。

続いて3款 民生費ですが、全体で1,627万7,000円の減額でございます。

20ページのほうをお願いいたします。

1項2目 老人福祉費は後期高齢者医療給付費負担金の実績見込みによりまして964万9,000円の減額、2項1目 児童福祉総務費は児童手当の給付見込みによりまして400万5,000円の減額が主なものになります。

22ページのほうをお願いいたします。

4款 衛生費は全体で559万4,000円の減額で、1項1目 保健衛生総務費は上伊那医師会附属看護学院の移転新築負担金226万1,000円を新規計上したところでございます。

2目 予防費は、いずれも実績見込みによりまして個別予防接種業務が300万円の減、新型コロナ予防接種業務が500万円の減となります。

23 ページのほうをお願いいたします。

6 款 農林水産費ですが、全体で 366 万 5,000 円の増額になります。

1 項 5 目 農地費は、横前地区の原田新堤のため池地震耐性評価業務が国の令和 7 年度補正予算で対応することとなったために、追加内示分 1,000 万円を増額計上いたしました。

2 項 2 目 林業振興費では、委託料はそれぞれ事業費が減額、確定となったことから、全体で 265 万 3,000 円を減額することが主なものでございます。

25 ページをお願いいたします。

7 款 商工費は全体で 300 万 9,000 円の増額ですが、制度資金の借入れ件数・金額の増によりまして商工振興事業の補助金 260 万 9,000 円の増額が主なものになります。

その下、8 款 土木費ですが、全体で 429 万 6,000 円の減額になります。

2 項 2 目 道路維持費は、除雪重機等の借り上げ料が 300 万円の増、原材料費は舗装合材、オーバーレイ等の実績による増額でございます。

3 目 道路新設改良費は、村道葛島中央線の用地買収減少に伴う委託料 400 万円の減、鹿養大平線の積算管理を直営変更したことに伴いまして負担金が 200 万円の減でございます。

4 項 1 目 都市計画総務費は、事業費の実績によりまして 170 万円の減。

5 項 1 目 住宅管理費は、牧ヶ原南住宅の公園跡及び集会所跡地を駐車場として整備するもので、160 万円の増額でございます。

27 ページのほうをお願いいたします。

9 款 消防費は全体で 47 万 1,000 円の減額になります。

消防団の出動実績によりまして訓練等出動報酬が 110 万円の減、また上前沢地区、竹ノ上地区での警鐘楼撤去工事に 160 万円を追加するものが主なものでございます。

その下からになります、10 款 教育費では全体で 1,328 万 1,000 円の減額になります。

それぞれ予算執行実績・見込みによる補正でありますけれども、1 項 5 目 学校給食費につきましては、28 ページのほうになりますけれども、物価高騰対応によりまして食材費の増から給食費食材価格高騰支援交付金の 35 万円の増をお願いするものでございます。

31 ページになりますけれども、14 款 予備費でございます。1,397 万 3,000 円を増額し、予算の調整を行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

それでは保健福祉課に関わる特別会計補正予算について説明いたします。

まず議案第 15 号 令和 7 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)をお願いいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 1,600 万円を追加し、予算の総額を 4 億 6,500

万円とするものです。主には本年度分の実績見通し及び確定によるものです。

最初に歳入ですが、5 ページを御覧ください。

国保税ですが、収入見込額と予算額の調整のために 646 万 9,000 円を増額します。

国庫補助金は、子ども・子育て支援金制度が創設され、支援納付金を医療保険の保険料と合わせて徴収する必要があることからシステム改修に要した費用で、153 万 1,000 円を増額します。

県支出金は、保険給付費等の増により普通交付金を 1,500 万円増額します。

基金繰入金は実績見込みにより 700 万円を減額します。

続いて歳出ですが、6 ページを御覧ください。

総務費のうち総務管理費は、上伊那広域連合負担金の額確定により 71 万 2,000 円を増額します。

保険給付費は、一般被保険者の給付費増により療養給付費に 1,100 万円、高額療養費に 400 万円を増額します。

葬祭費も不足が見込まれることから 6 万円増額します。

7 ページを御覧ください。

保健事業費のうち特定健康診査等事業費は実績により 100 万円を減額、保健衛生普及費は人間ドッグ補助金として 10 万円増額、保健事業費は会計年度任用職員報酬を実績により 80 万円減額、諸支出金は社会保障・税番号システム整備費の過年度精算金として 1 万 4,000 円増額し変換します。

予備費で調整をしました。

続きまして議案第 16 号 令和 7 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)をお願いいたします。

第 1 条で総額から歳入歳出それぞれ 500 万円を減額し、予算の総額を 6 億 8,600 万円とするものです。主には本年度分の実績見通し及び確定によるものです。

歳入ですが、5 ページを御覧ください。

国庫支出金は本年度の確定が見込まれる額として国庫負担金を 730 万 5,000 円増額、国庫補助金は 593 万 5,000 円減額します。

支払基金交付金についても本年度の確定が見込まれる額として 217 万 6,000 円を減額します。

県支出金についても本年度の確定が見込まれる額として県負担金を 172 万 1,000 円減額、6 ページになります、県補助金を 263 万 6,000 円減額します。

雑入で調整をしました。

続いて歳出ですが、7 ページを御覧ください。

総務費のうち総務管理費は上伊那広域連合負担金が確定したことから 29 万 6,000 円を増額、介護認定審査会費も広域負担金が確定したことから 28 万 3,000 円を増額します。

8 ページの予備費で収支を調整しました。

○保健福祉課長

続きまして議案第 17 号 令和 7 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)をお願いいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 700 万円を追加し、予算の総額を 8,100 万円とするものです。主には本年度分の実績見通し及び確定によるものです。

歳入ですが、5 ページを御覧ください。

後期高齢者医療保険料は収入見込額と予算額の調整のために 707 万 6,000 円を増額します。

国庫補助金は、国保会計でも説明しましたが、子ども・子育て支援納付金を医療保険の保険料と合わせて徴収する必要があることからシステム改修に要した費用で、92 万 2,000 円を増額します。

繰入金は事務費繰入金に 15 万 4,000 円を増額、保険基盤安定繰入金の確定により 122 万 4,000 円を減額します。

繰越金は令和 6 年度決算額の確定により 7 万 2,000 円を増額し 7 万 3,000 円とします。

6 ページからの歳出ですが、総務費のうち総務管理費は上伊那広域連合負担金の確定により 86 万円増額、広域連合納付金は保険料分負担金確定により 714 万 8,000 円増額、保険基盤安定繰入金の実績見込みにより 122 万 4,000 円を減額します。

予備費で調整をしました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○建設環境課長 議案第 18 号 令和 7 年度中川村水道事業会計補正予算(第 3 号)について提案説明をいたします。

今回の補正は、1 月臨時議会でお認めいただいた村の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を水道事業会計の電気代高騰分に充当するため増額するものであります。

第 2 条 水道事業収益について、50 万円を増額し、総額を 1 億 4,548 万 5,000 円とするものです。

内容は、5 ページの補正予算実施計画明細書に記載のとおり、他会計補助金として電気代高騰分補助とします。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第 14 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 15 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 16 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 17 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 18 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

ここで資料配付となりますので、暫時休憩とします。再開を午前 11 時とします。

〔午前 10 時 47 分 休憩〕

〔午前 11 時 00 分 再開〕

○議 長 会議を再開します。

お諮りします。

日程第 22 議案第 19 号 令和 8 年度中川村一般会計予算

日程第 23 議案第 20 号 令和 8 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第 24 議案第 21 号 令和 8 年度中川村介護保険事業特別会計予算

日程第 25 議案第 22 号 令和 8 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第 26 議案第 23 号 令和 8 年度中川村水道事業会計予算

日程第 27 議案第 24 号 令和 8 年度中川村下水道事業会計予算

以上の 6 議案について議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第 22 議案第 19 号から日程第 27 議

○村 長

案第 24 号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

それでは、令和 8 年度の中川村一般会計、国民健康保健事業等 3 特別会計及び水道事業会計等 2 公営企業会計予算の提案説明に併せまして、令和 8 年度の村政運営の基本方針についてまず説明をさせていただきます。

政府は、令和 7 年 12 月 26 日、令和 8 年度予算案を閣議決定しております。

一般会計の総額は、社会保障費、国債費、防衛費や地方交付税交付金等の増額により、前年度比 6.2%増の 122 兆 3,092 億円と 120 兆円を超え、過去最高額となっております。

歳入では、法人税や消費税等、税収が好調で、7.6%増の 83 兆 7,350 億円と過去最高額を計上し、新規の国債発行額は、昨年度当初予算同様、30 兆円台を下回る水準となっております。

歳出では、予算全体に経済、物価動向を反映し、社会保障費関係が、2.6%増の 39 兆 559 億円、防衛関係費が 3.6%増の 8 兆 9,843 億円、また公共事業関係費は 6 兆 1,078 億円で、国土強靱化関係予算が 4 兆 1,106 億円を占めております。

地方交付税交付金は 10.6%、2 兆 50 億円増しの過去最大の 20 兆 8,778 億円を計上しております。

子ども・子育て政策関連では、こども未来戦略等に基づきましてこどもまんなか社会実現に向けた基本政策の推進、こども誰でも通園制度を全国で本格実施するなど、5本の柱で 7 兆 4,956 億円を計上しております。

地方創生関係では、地方の活力の最大化発揮につながる地方独自の取組を後押しする地方未来交付金を 1,600 億円計上する一方、新しい地方経済・生活環境創生交付金 1,600 億円と、これは 20%減額となっております。

総務省が発表いたしました令和 8 年度地方財政対策の概要に関しましては、物価高の中で、経済・物価動向等を適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費、私学高校授業料無償化等、いわゆる教育無償化に関する地方負担の増加を歳出に計上し、地方団体が様々な行政課題に対応して行政サービスを安定的に供給できるよう財源を確保したとしております。

このことは、一般財源総額 67 兆 5,078 億円、前年度比 5.9%、3 兆 7,364 億円増が確保されておるということでございます。

内訳としましては、1、地方交付税の総額は 20 兆 1,848 億円、前年度比 6.5%、額にして 1 兆 2,274 億円の増となっております。

2つ、自動車税、軽自動車税の環境性能割廃止及び地方揮発油税、軽油引取税の暫定税率の廃止に伴う減収対策として、地方特例交付金により全額を補填する、総額 6,485 億円を措置することといたしております。

3 点目、幼児教育・保育の無償化等に係る地方負担 3,600 億円程度については、一般財源総額を増額確保し、地方負担の全額を基準財政需要額に算入することといたしております。

4 点目、自然災害の激甚化、頻発化に対応し、地方自治体が単独事業として実施する防災、減災、国土強靱化の取組を緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業として対象事業を拡充し、事業期間を令和 12 年度まで 5 年間延長するとしたこと、なお、令和 8 年度は令和 7 年度補正予算で措置するということといたしております。

5 点目、公立病院が地域に必要な救急医療を継続できるよう 8,300 億円程度を計上し交付税措置を拡充する、また建設事業費の上昇等を踏まえ公立病院の新設、建て替えに係る交付税措置の対象となる建築単価の上限を引き上げることといたしております。

6 点目、DX、GXの推進、活力ある地域社会の実現のためふるさと住民登録制度の推進に係る特別交付税措置を創設するほか、地域おこし協力隊の任期延長特例の導入、地域力創造アドバイザーの活用期間の拡充を実施することとしましたなどとなっております。

続きまして長野県の予算でございますが、人口減少をはじめとする様々な課題から確かな暮らしを守り豊かな社会を築くため、長野県の総合計画しあわせ信州創造プラン 3.0 に基づく取組の推進に加え、信州未来共創戦略に掲げる方向性の実現に向けて 1 月補正予算と一体になった予算であるとの説明がございます。総額 1 兆 659 億円の過去 2 番目の大型予算となっております。

主な事業を申し上げますと、1つ、企業相談、教育、ネットワーク構築、企業と大学との協業支援等を信州スタートアップ・エコシステムの強化として、また成長期待分野などへの設備投資の補助創設等、産業競争力を強化すること、2 点目、スマート農業の導入支援、畜産業経営の基盤強化や構造転換など、持続可能な農業を実現すること、3 点目、6 月に導入する県宿泊税を活用し、観光コンテンツの充実化、信州観光 M a a S システムの構築、受入れ環境の整備、4 点目、県立高校空調設備の設置、トイレの洋式化や公立小学校給食食材費の支援、特別支援学校給食費完全無償化など、一人一人に合った学びの実現、5 点目、高校 3 年生までの医療費の負担軽減、上下伊那地域に里親支援センター新設など、子ども、子育てを支える環境を充実すること、6 点目、病院等の役割分担と連携強化による医療提供体制の構築として信大病院の医師派遣を支援すること、7 点目、クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金に組み合わせた E V 車導入など、10 項目を重点的に取り組むとしております。

なお、長野県予算は 2 月定例県議会で審議中でございます。

令和 8 年度の中川村予算について概要を申し上げます。

令和 7 年～16 年の 10 年間の村主要公共事業の積み上げと財政分析を踏まえまして、令和 8 年度の国の地方財政対策に基づき村税及び地方交付税等の歳入を確実なものとして見積り、向こう 10 年の村主要公共事業の事業費と、それに充てられる基金等、財源活用をシミュレートいたしました。

後年度負担、とりわけ起債の平準化を図ることを念頭に検討した結果、3 年後

に着手を予定しております新しい学校の建設以後、大型公共事業が連続する前に、現在着手中の継続道路改良工事、葛島中央線新設改良工事の鳳来沢川函渠工事の早期完了を図り、小和田土地改良に伴う村管理河川の函渠整備と下水道管敷設替え工事を遅滞なく進めるため、令和8年度から前倒して建設することといたしました。

また、中学校校舎活用を前提に空調設備工事を行い、不具合の出ている文化センター大ホールの空調設備更新を行うこととして予算編成を行っております。

お配りいたしました令和8年度――2026年度中川村一般会計予算案の概要で令和8年度予算総額、歳入の概要説明、歳出費目の概要説明及び特別会計、事業会計概要説明等を御覧いただきたいと思っております。

令和8年度予算と実施事業のポイントを中心に説明をいたします。

最初に一般会計、特別会計及び事業会計の総額について申し上げます。

令和8年度一般会計予算は47億2,000万円、前年対比7.5%、3億3,000万円の増額となりました。当初予算としては、過去、最も大きいものであります。

国保・介護・後期高齢者医療特別会計予算は、療養給付の実績を踏まえ、診療報酬額のアップなどを考慮しまして、3つの特別会計を合わせて前年度比4.8%、5,600万円の増額となっております。

水道・下水道公営企業会計は、前年度までに前倒しで予算立てし執行したことによる基幹水道管の改良布設工事の減、小和田基盤整備事業に伴う下水道管の敷設替え工事費の増等の要因で前年度比13.9%の減、総額1億2,806万円の減額となっております。

一般会計の歳入を財源区分別に特徴を申し上げますと、まず1つに、地方交付税は、国の地方財政計画で20兆円1,848億円を確保しておりまして、これまでの交付実績を踏まえて普通・特別交付税21億6,830万円を見込みました。

2点目に、寄附金でございますが、ふるさと応援寄附金の前年度実績に基づき、9,010万円と前年比1,010万円の増加を見込んでおります。

3点目に、国の支出金は、前年度に情報システムの標準化・共通化システム導入がおおむね完了したことなどから、前年度比9.4%、2,936万円の減額としております。

4点目、村債については5億7,450万円となりました。継続道路改良をはじめ、前倒し実施の文化センター大ホール空調工事等で前年より多くの起債を行うために、前年度比203.2%、3億8,500円の増であります。

歳入のうち地方交付税、村債など自主財源を除く依存財源が73.1%と前年度より27.2%増となり、歳入全体の4分の3近くを占めております。

自主財源に乏しい我が村は、収入増につながる様々な策を講じる必要があります。1つに、ふるさと応援寄附金につきましては、現在の農産物だけに頼るだけでなく、中川村でないと体験できないこと、体験の開発などで寄附者を増やすなど、知恵を絞る必要があります。歳入の伸びがないと、今後予定される大型事業を実

施しつつ住民サービスの低下を招かないように努めていく必要があるというふうと考えております。

歳出の新たに取り組む事業及び予算配分した点について申し上げます。

まず1点目、総務費でございますが、電子化推進事業で2人の外部人材を活用いたします。

まず、健康増進活動や地域活動への参加など、村民自らの行動変容に結びつけるポイント事業ですとか、プレミアム商品券事業などの利便性を高めて地域内経済循環の活発化を図るデジタル地域通貨の導入の検討をはじめとした地域力維持向上の仕組みづくりを検討するために地域力創造アドバイザーを招聘いたします。

次に、多様化しております庁内の情報システム及び端末機器などの管理運用業務の効率化や全庁的な業務効率化推進を支援いただくことにより、さらなる住民サービスの向上を図ることを目的として、民間企業の職員派遣を受ける地域活性化起業人に関する負担金を予算化いたします。

これらは総務省の地方への人の流れの創出、拡大を進める事業でありまして、特別交付税の増額対象となっております。

2点目、民生費では、令和8年度4月から全国で始まりますこども誰でも通園制度を片桐保育園の未満児室を使い1歳～2歳児の希望者を保育する保育士の人件費を計上いたしました。

また、子どもの居場所、子ども食堂及びフリースクールを運営する村内事業者に子どもの生活支援強化事業補助金を計上いたしました。

3点目、衛生費では、物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用し、太陽熱利用機器設置等の補助を新設いたします。

4点目、農林水産業費では、森林経営計画対象外の小規模林の間伐を補助する美しい森林づくり基盤整備交付金を活用し、手挙げをしていただいた個人林の整備補助金を計上いたしました。

また、中央道をまたぐ林道宮ノ沢線橋梁の補修工事に関連する経費を計上いたしました。

5点目、商工費では、陣馬形山頂の展望広場の土砂流出を止め、木材のテラス及びベンチ設置工事費を計上いたしました。

また、災害時緊急避難施設として村民を受入れ生活を行うため、望岳荘本館及び研修棟の和式トイレの洋式化工事費を計上いたしたところであります。

6点目、土木費では、村道新設改良葛島中央線鳳来沢川函渠工事に着手するほか、村営住宅パークハウス滝戸の改修事業費を計上いたしました。

7点目、教育費であります。既存中学校校舎活用のための老朽化調査費、今後予定する義務教育学校建設などの大型公共事業の計画的な対応、中学校管理棟会議室の継続使用を可能にする空調設備を設置するほか、東西小学校にも空調設備を設置いたします。

そのほか、文化センターの大ホール空調設備の更新工事費を計上しました。

今年度をもって、文化センターは、2系統の空調の更新、大ホール音響・照明操作機器類の更新、つり物の更新等、大型の補修、改修が一段落することになります。

8点目、その他、国、県が予算化いたしますクマ対策、小学校給食費の無償化に関連して基本方針を申し上げます。

クマ被害の防止対策につきましては、令和7年11月14日、クマ被害対策に関する関係閣僚会議で関係省庁がパッケージ対策を決定しておりまして、長野県も昨年11月、今年1月の補正予算で県のパッケージ対策予算を発表しております。

村は、目撃箇所を中心にして、昨年、監視カメラの設置、捕獲おりの設置、目視空間を確保する藪の刈り払い、高電圧電気柵設置など、緊急対策を実施しました。

国、県のパッケージ対策の補助の有無等、現在、問合せ、確認中であります。効果的な対策を検討中のため、当初予算ではお示しできません。しかしながら、熊の移動が始まる前、議会最終日を目途としまして、令和8年度補正予算を伴う対策を議会に提出するべく検討中でございます。

また、小学校給食食材費の無償化につきましては、国の方針に従い、遅れることなく補正予算対応することを基本方針といたします。

以上、特徴的な新規事業について説明をいたしました。

児童・高齢者・障害者福祉事業につきましては、継続事業として実施してまいります。

また、農業者・商工事業者支援の補助制度は継続しつつも、当初予算の範囲内での支援とし、歳出を抑え、後年度の大型事業による一般財源の確保につなげてまいりますので、御理解をお願いいたします。

続きまして3つの特別会計予算につきまして申し上げます。

会計規模等は、最初に説明申し上げましたように、前年度と大きく変わるものではありませんが、国民健康保険事業につきましては、令和9年度を目標年次に2次医療圏での応能応益割合の統一を目指しており、令和7年度をもって資産割を廃止するとともに、新たに子ども支援分を加えた国保税に変更いたします。改正による影響は1世帯平均で9,000円の増加と見ております。

3つの特別会計の概要は、令和8年度中川村当初予算案の概要、一般会計予算案の概要、3特別会計の項、6ページの記載をもって説明に代えさせていただきます。

続きまして、4 公営企業会計の項、7ページに水道事業会計、下水道事業会計の概要につきまして記載しておりますので、こちらもお目通しいたいただきますようお願いいたします。

新年度の行政運営に当りまして予算の概要についての説明を申し上げます。

村民並びに議会の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いし、令和8年度村政執行の基本方針説明とさせていただきます。

なお、一般会計予算の踏み込んだ説明につきましては副村長から、特別会計、事業会計は保健福祉課長、建設環境課長から御説明いたしますので、お聞き取りください。よろしくお願ひしします。

○議 長

続いて議案の内容説明を求めます。

○副 村 長

議案第19号 令和8年度中川村一般会計予算について御説明を申し上げます。予算書を御覧ください。

第1条は、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,000万円と定めるものです。款項区分ごとの金額は第1表 歳入歳出予算によるものであります。

先ほど村長の村政運営の基本方針で申し上げましたとおり、令和8年度当初予算は、新たな小中一貫校の基本設計に向けた事業や現校舎の調査のほか、リニア発生土を活用した小和田地籍の基盤整備事業、中川文化センター大ホールの空調設備更新事業など、また引き続き安全・安心な村づくりや子育て支援、産業振興関連の予算など、第6次総合計画後期基本計画を具体化するための予算を引き続き計上し、前年度比プラス7.5%、3億3,000万円の増で、当初予算では過去最大となっております。

以下の条項は地方自治法の規定により定めるもので、第2条は、地方債の発行について、それぞれ表により定めるもの、第3条は一時借入金の最高額を5億円とするもの、第4条の歳出予算の流用は人件費に限って同一款内における各項間の流用ができるように定めるものであります。

6ページ～7ページの第2表 地方債は、表にあります23の事業について、起債の目的、限度額、起債方法、起債償還方法等を定めるものであります。

続いて歳入歳出予算の概要について御説明をいたします。

別にお配りしてございます令和8年度中川村一般会計予算案の概要に沿って御説明をさせていただきます。併せて御覧をいただきたいと思ひます。

なお、先ほどの村長の施政方針演説と重複する部分がございますけれども、改めて御説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

初めに1款 村税ですが、こちらの追加の内容のほうの修正を1点お願ひしたいと思ひます。

1ページの下のほうにあります歳入、村税でございますけれども、「4億4,126万円」と今記載させていただいていますが、誤りでございまして、正確には4億4,964万円となります。誠に申し訳ありません。

こちらでございますが、歳入全体の9.5%に当たります。前年度実績に合わせ、前年度比1.9%増を見込んで計上いたしました。

主な内訳は、村民税1億9,030万円、固定資産税2億1,298万円でございます。

7款の地方消費税交付金は1億1,580万円で、増収を見込み、前年度比で5.9%増としております。

12款 地方交付税は21億6,830万円で、村の歳入全体の45.9%を占めております。

国の令和8年度地方財政対策で地方交付税配分額が前年度比6.5%増の20兆2,000億円が示されたこと、また令和7年度国勢調査結果などを踏まえ、前年度比5.5%、1億1,330万円の増といたしました。内訳は、普通交付税20億3,380万円、特別交付税1億3,450万円でございます。

16款の国庫支出金は2億8,205万円で、情報システム化の標準化、共通化の財源としてデジタル基盤改革支援補助金を前年度は大きく計上したことから、前年度比マイナス9.4%、2,936万円の減でございます。

次に17款でございますが、県支出金は2億2,105万円で、林道宮ノ沢線宮ノ沢橋補修事業の財源として農山漁村地域整備補助金961万円を計上したことなどによりまして、対前年度比1.9%、409万円の増となっております。

19款になります。寄附金は9,010万円で、ふるさと応援寄附金の実績に基づき、前年度比で12.6%、1,010万円の増を見込んだところでございます。

20款 繰入金は1億1,000万円で、前年度比マイナス3.6%、409万円の減といたしました。小和田基盤整備事業における複数年度間の事業費調整として公共施設等整備基金から6,000万円を繰り入れるほか、ふるさと応援寄附金の活用先、希望に沿った事業に充当するため、5,000万円を地域づくり基金から繰り入れます。

22款の諸収入の4億6,801万円は、リニア中央新幹線関連事業の進捗に伴いJR東海協力金が減となったことから、前年度比マイナス26.5%、1億6,854万円の減となります。

23款 村債は第2表 地方債に掲げる事業の予算でございますが、全体で5億7,450万円で、文化センター大ホールの空調設備更新事業1億290万円や坊ヶ沢川函渠事業1億210万円など、例年より多くの起債を行うため、前年度比203.2%、3億8,500万円の増となります。

続いて歳出について御説明いたします。

資料は主な新規事業、特徴的な事業を中心に記載してございます。

初めに1款 議会費ですが、予算額5,925万円で、人件費の増などにより前年度比3.7%、213万円の増となります。

2款 総務費でございますが、予算額は14億4,320万円で、前年度比マイナス0.3%、379万円の減です。

1項の総務管理費のほうですが、電子化推進事業では外部人材の活用として地域課題解決のための地域力創造アドバイザーの招聘609万円やDX推進のための地域活性化起業人の受入れ559万円のほか、地区集会施設29か所の無線LANルーター更新費用として408万円を計上いたしました。

財政管理費では、企業版ふるさと納税を促進するための支援業務、これは成果報酬型になりますけれども、を新たに計上したところでございます。

庁舎管理費では、庁舎給水配管の改修費462万円を計上いたしました。

村づくりの事業では、村が加盟する日本で最も美しい村連合の加盟条件を村が

満たしているかの周年審査を行うための費用10万円を計上いたしました。

また、地域づくり支援事業補助金では、制度拡充を行いまして、上限額の引上げ、団体設立支援の新たな補助メニューを追加することといたしましたところでございます。

地方創生拠点施設管理事業では、お試しシェアハウスの利用環境向上のため、舗装等外構工事154万円を計上いたしましたところでございます。

移住定住推進事業では、移住施策の取組拡充のため、東京有楽町にあるふるさと回帰支援センターを利用するための経費9万円を計上いたしました。

リニア中央新幹線関連事業では、小和田地区基盤整備事業の造成工事費1億7,741万円や坊ヶ沢川管渠工事費用1億210万円のほか、事業に伴う移転補償費1億9,476万円などを計上し、事業全体では前年度比23.6%増の5億7,254万円となります。

防災対策事業では、村防災行政無線の更新のため実施設計費用880万円を新たに計上いたしました。

特定目的基金費では、各基金の運用益を積み立てるほか、県宿泊税交付事業に充てる財源に充てるために新たに中川村宿泊税交付金事業基金を設置いたしまして117万円の積立てを行います。

定額運用基金費では、奨学基金として奨学金貸与者の利用者の増によりまして一般会計から2,002万円の繰り出しを行います。

4項の選挙費になりますが、令和8年8月に任期満了となります村議会議員一般選挙費1,243万円のほか、執行予定の県知事選挙費562万円を計上いたしました。

統計調査費は、令和8年6月1日が基準日となる経済センサスの費用43万円を計上したところでございます。

3款の民生費でございますが、予算額は9億776万円で、前年度比マイナス0.5%、492万円の減でございます。

社会福祉費の社会福祉総務費は、令和7年12月に改選が行われました福祉事務調査員——民生児童委員のことになりますが——の報酬の増額をいたしまして176万円を計上いたしました。

障害者支援事業では、福祉の増進を目的に給付している年金給付の対象者に難病患者の方を新たに追加し、120万円を計上したところでございます。

児童福祉費でございますけれども、令和8年度から導入されることも誰でも通園制度の費用69万円のほか、食事や体験の提供といった居場所づくりのため子どもの生活支援強化事業補助金565万円を計上したところでございます。

保育所費では、片桐保育園の設備改修事業に1,533万円、2園の給食室冷蔵庫の更新に207万円などを計上いたしました。

子育て支援事業ではバンビーニの安全性の確保のため入り口ドアの修繕工事費112万円を計上したところでございます。

4 款の衛生費でございますが、2 億 6,567 万円で、小和田地区基盤整備事業に伴う水道事業会計補助金 2,111 万円の増など、前年度比 12.3%、2,904 万円の増でございます。

環境衛生費では、4 月改修予定の空き家相談室——仮称でございますが——の関連経費 33 万円のほか、太陽熱温水器の設置を促進するため太陽熱利用機器等導入促進事業 100 万円を新たに計上したところでございます。

6 款の農林水産事業は 3 億 9,017 万円で、林道宮ノ沢線橋梁補修事業の新規計上などによりまして、前年度比で 7.9%、2,862 万円の増となっております。

農業費でございますが、農業施設管理費事業では、農産物加工施設つくっちゃオのデッキ等の改修事業に 208 万円を計上いたしたところであります。

林業費、林業振興事業では、間伐施業に対する補助を行うため、新たに美しい森林づくり基盤整備交付金 285 万円を計上いたしました。

林道改良事業では、林道宮ノ沢線宮ノ沢橋補修工事になりますが、3,280 万円を計上したところでございます。

村有林管理事業では、村有林の整備のため森林環境保全直接支払支援事業 433 万円と美しい森林づくり基盤整備事業 386 万円を新たに計上いたしました。

7 款の商工費でございますが、1 億 201 万円で、施設整備に係る事業費の増などにより前年度比 21.6%、1,811 万円の増でございます。

観光施設管理事業では、陣馬形山展望台周辺の整備事業 1,034 万円のほか、陣馬形山水源池及び塩素注入器の修繕に 99 万円を計上しております。

ふれあい観光施設管理事業では、望岳荘のトイレ洋式化等の改修事業として 1,100 万円を計上いたしました。

8 款の土木費ですが、予算額は 5 億 5,391 万円で、村道新設改良事業の事業費増などによりまして前年度比 59.5%、2 億 663 万円の増となります。

道路橋梁費、道路橋梁総務費では、道路情報のデジタル化のため道路台帳システム構築業務に 310 万円を計上しております。

村道新設改良事業では村道 6 路線の改良事業として 2 億 8,440 万円を計上し、村民の暮らしの利便性を高めていきます。

特に、葛島中央線の工事着手に伴いまして昨年度比で 1 億 8,630 万円の増となっております。

住宅費では、パークハウス滝戸の改修事業費 3,440 万円のほか、公営住宅長寿化計画の改定費用 165 万円を計上いたしたところでございます。

9 款 消防費は 1 億 1,241 万円で、前年度に実施した消防団詰所のトイレ改修などによりまして、前年度に比べますとマイナス 3.2%、374 万円の減となります。

10 款 教育費でございますが、5 億 3,140 万円で、中川文化センター大ホールの空調設備更新事業の新規計上などによりまして、前年度比 10.8%、5,189 万円の増となっております。

教育総務費でありますけれども、教育委員会事務局費では、小学校 6 年生を対象にオンライン国際交流事業 55 万円を行うほか、水泳授業の委託でございますけれども、400 万円について、前年度は中学校のみでしたけれども、新たに小学校 2 校を対象にするようにいたしまして計上したところでございます。

小中学校建設事業では、新たな小中一貫校整備に係る基本設計のプロポーザルに向けました関連費用 399 万円や現在の中学校校舎を最大限活用する方針を受けまして校舎の老朽化調査業務を 182 万円として計上したところでございます。

小学校費では、東小学校の調理室エアコン設置事業 763 万円や西小学校における家庭科室エアコン設置事業 628 万円、学校周辺の空石積み修繕工事 495 万円を計上したところでございます。

中学校費では、管理棟会議室のエアコン設置事業に 931 万円を計上いたしました。

社会教育費、中川文化センター管理事業では、経年劣化対策といたしまして大ホール空調整備更新事業に 1 億 296 万円を計上したところでございます。

保健体育費ではサンアリーナにつきまして火災報知機等の設備修繕事業 372 万円を計上いたしました。

以下の 4 歳出別の内訳、5 の財政状況につきましては、お手元の資料をお目通しいただければと思います。

また、21 ページ以降には新たな事業、拡充事業、結婚・子育て支援事業等をまとめてございますので、併せて御覧をいただきたいと思っております。

村では、今後、学校建設事業を含む大規模な事業が検討、実施されることを踏まえまして、昨年 11 月に中川村主要事業中長期計画（令和 7 年～令和 16 年）に係る財政分析を公表いたしました。

分析の結果では、令和 11 年度以降、歳出超過となり、基金残高が減少する見込みで、今後は、ふるさと納税等、税外収入の確保や補助事業の積極的な検討、活用、基金活用方法の見直しなど、収入確保のほか、各種事業の効果検証、継続的な見直しや将来を見据えた公共施設の集約化に取り組んでいくことが必要であることから、より一層、中長期的な視点に立って計画的な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、この場での予算概要説明とさせていただきます、詳細につきましては予算特別委員会の席で各担当課より御説明をさせていただきます。

特別会計につきましては、引き続き担当課長から御説明いたします。

保健福祉課所管の 3 つの特別会計についてお願いいたします。

予算書及び予算案の概要の 13 ページ～18 ページを併せて御覧ください。

まず議案第 20 号 令和 8 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 4 億 6,900 万円と定めるものです。前年度対比 2,200 万円、4.9%の増となりました。

○保健福祉課長

予算案の概要 13 ページを御覧ください。

歳入のうち国保税は 9,601 万円で、前年度対比 941 万円、10.9%の増を見込み、県支出金は保険給付費等交付金で 3 億 4,320 万円、前年度対比 1,768 万円、5.4%の増を見込みました。

繰入金は、一般会計からの繰入れが 2,278 万円、基金繰入金が 600 万円で、前年度対比 552 万円、16.1%の減となります。

歳出のうち保険給付費は 3 億 3,625 万円で、前年度対比 1,803 万円、5.7%の増を見込みました。

国民健康事業費納付金は 1 億 1,950 万円で、前年度対比 444 万円、3.9%の増を見込みました。

先ほど国保税条例の一部を改正する条例をお認めいただき、今年度も国保税の改定を行います。当初予算は現行の保険料で計上しましたので、今後、補正予算で対応していきます。

国保事業が安定的に持続できるよう、引き続き国保税について検討するとともに、適正な運営に努めていきます。

次に議案第 21 号 令和 8 年度中川村介護保険事業特別会計予算をお願いいたします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 6 億 7,000 万円と定めるものです。前年度対比 1,900 万円、2.9%の増となりました。

予算案の概要 15 ページを御覧ください。

歳入のうち介護保険料は 1 億 4,239 万円で、前年度対比 295 万円、2.1%の増を見込みました。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金は、歳出の保険給付費の増に伴い増額となっております。

歳出のうち保険給付費は、要介護認定者数の増加傾向から給付費は 5 億 9,200 万円で、前年度対比 1,140 万円、2%の増を見込みました。

総合事業を含む地域支援事業費は 5,193 万円で、前年度対比 193 万円、3.9%の増としました。

令和 8 年度は第 9 期介護保険事業計画 3 年間の最終年度で、次期計画策定年度となります。

引き続き介護保険事業が安定的に持続できるよう、適正な運営に努めてまいります。

次に議案第 22 号 令和 8 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算をお願いいたします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 8,900 万円と定めるものです。前年度対比 1,500 万円、20.3%の増となりました。

予算案の概要 17 ページを御覧ください。

この制度における村の役割は、保険料の徴収と、徴収した保険料を広域連合へ

保険料等負担金として納入することが主なものです。

歳入歳出とも後期高齢者医療広域連合から示された負担見込額を基に計上しました。

歳入のうち保険料は 7,030 万円、前年度対比 1,341 万円、23.6%の増を見込みました。

一般会計からの繰入金は、保険基盤安定分と事業費分を合わせて 1,868 万円で、前年度対比 159 万円、9.3%の増を見込みました。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金が主なもので 8,769 万円、前年度対比 1,471 万円、20.2%の増となりました。

以上、よろしく願いいたします。

○建設環境課長

議案第 23 号・24 号について説明をさせていただきます。

まず議案第 23 号 令和 8 年度中川村水道事業会計予算について提案説明をいたします。

予算書 1 ページを御覧ください。

第 2 条 業務の予定量として、給水件数 1,830 件、年間総配水量 57 万立方メートル、1 日平均配水量 1,561 立方メートル、そして主な建設改良事業を沢入浄水場流量計更新、越百園東側受水情報伝送装置設置、小和田圃場整備配水管布設工事等と決めました。

第 3 条は当年度の損益に係る見込みで、収益的収入の総額を 1 億 4,941 万円、支出の総額を 1 億 4,120 万 5,000 円とするものであります。

2 ページを御覧ください。

第 4 条は資本取引に係る収入及び支出の予定額で、資本的収入の総額を 6,984 万 6,000 円、支出の総額を 8,420 万 4,000 円と見込みます。

3 ページを御覧ください。

第 7 条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与 1,613 万 3,000 円を定めるものであります。

第 8 条は水道事業安定のため一般会計からの補助金を計上いたします。

次ページ以降は法令に定める予算に関する説明書及び参考資料を添付しましたので、御参照いただきたいと思います。

詳細につきましては予算特別委員会で説明をさせていただきます。

次に議案第 24 号 令和 8 年度中川村下水道事業会計予算について提案説明をいたします。

1 ページを御覧ください。

第 2 条 業務の予定量として排水件数 1,330 件、年間総処理水量 34 万 5,000 立方メートル、1 日平均処理水量 945 立方メートル、主な建設改良事業を小和田圃場整備下水道管路工事、マンホール蓋更新、下水道管路システム構築等と決めました。

第 3 条は当年度の損益に係る見込みで、収益的収入の総額を 2 億 6,390 万円、

支出の総額を2億6,300万円とするものであります。

2ページを御覧ください。

第4条は資本取引に係る収入及び支出の予定額で、資本金収入の総額を2億790万円、支出の総額を3億571万5,000円と見込み、第5条では企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

3ページを御覧ください。

第7条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費766万4,000円を定めるものです。

第8条は下水道事業安定のため一般会計からの補助金を計上してございます。

4ページ以降、法令に定める予算に関する説明書等、参考資料も併せまして御参照ください。

詳細につきましては予算特別委員会で説明をさせていただきます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長 「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第19号から議案第24号までの6議案については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長 異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第24号までの6議案については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

予算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いします。お諮りします。

ただいま村長から議案第25号 中川村監査委員の選任についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長 異議なしと認めます。したがって、議案第25号 中川村監査委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第25号 中川村監査委員の選任についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 ここで岡田代表監査委員の退場を求めます。

[代表監査委員 岡田俊彦君退場]

○議長 長 提案理由の説明を求めます。

○村長 議案第25号について提案説明を申し上げます。

監査委員の任期満了により本案を提出するものでございます。

記書き以下についてでございますが、氏名、岡田俊彦、生年月日は昭和26年9月27日、住所は記載のとおりでございます。

識見を有する者のうちから選任すべき監査委員として平成30年3月20日に就任いただいて以来、2期8年間、幅広い分野にわたっての経験の識見を生かし、極めて的確な監査業務に当たっていただいております。

この3月19日に任期満了を迎えることとなりましたので、岡田俊彦氏を引き続き村の代表監査委員として選任いただきたく、提案を申し上げます。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

よろしく願います。

○議長 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

なお、この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長 長 全員起立です。したがって、議案第25号は同意することに決定しました。

岡田代表監査委員、入場をお願いします。

[代表監査委員 岡田俊彦君入場・復席]

○議長 長 これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

[午後0時01分 散会]